

平成24年9月3日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 告 示

- 皆伐面積の限度（471・森林整備課）…………… 1
- 平成24年度後期技能検定（特級、一級、二級、三級及び単一等級）の実施（472・雇用労働政策課）…………… 3

## 告 示

### 秋田県告示第471号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）を次のとおり公表する。

平成24年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）		所 在 市 町 村
	水源かん養保安林 （ヘクタール）	土砂流出防備保安林 （ヘクタール）	
米 代 川 上 流	1,597.67	74.44	鹿角市、小坂町
米 代 川 中 流	1,797.58	185.63	大館市、北秋田市
阿 仁 川	1,689.53	111.88	北秋田市、上小阿仁村
米 代 川 下 流	762.64	94.36	能代市、藤里町
水 沢 川	313.36	84.00	八峰町
三 種 川	54.60	36.14	三種町
馬 場 目 川	232.73	6.65	潟上市、五城目町、井川町
男 鹿 地 区	4.84	7.10	男鹿市
太 平 川	228.02	5.70	秋田市
雄 物 川 下 流	591.29	73.90	秋田市、大仙市
玉 川	1,222.07	100.74	仙北市
川 口 川	229.59	33.14	大仙市、美郷町
平 鹿 地 区	467.53	61.98	横手市
皆 瀬 川	513.63	170.85	湯沢市、横手市、東成瀬村

雄物川上流	713.77	105.68	湯沢市、羽後町
子吉川下流	199.22	44.29	由利本荘市
子吉川上流	592.19	94.01	由利本荘市、羽後町
白雪川	188.98	9.41	由利本荘市、にかほ市
同一の単位とされる保安林		皆伐面積の限度たる面積 (残存許容限度) (ヘクタール)	所 在 市 町 村
八峰飛砂防備保安林		9.22	八峰町
能代	〃	17.62	能代市
三種	〃	0.40	三種町
男鹿	〃	1.90	男鹿市
潟上・秋田北	〃	0.97	秋田市、潟上市
秋田南	〃	23.38	秋田市
由利本荘	〃	6.88	由利本荘市
にかほ	〃	0.10	にかほ市
八峰防風保安林		0.96	八峰町
三種	〃	0.24	三種町
男鹿	〃	12.46	男鹿市
秋田南	〃	0.62	秋田市
米代川上流 干害防備保安林		0.64	鹿角市
米代川中流	〃	23.42	大館市、北秋田市
阿仁川	〃	1.82	北秋田市
米代川下流	〃	3.00	藤里町
三種川	〃	34.12	三種町
馬場目川	〃	42.02	潟上市、井川町
男鹿地区	〃	1.20	男鹿市
太平川	〃	1.00	秋田市
雄物川下流	〃	7.90	秋田市、大仙市

玉 川 干害防備保安林	4.74	仙北市
川 口 川	3.26	大仙市、美郷町
平 鹿 地 区	2.56	横手市
皆 瀬 川	7.00	湯沢市、東成瀬村
雄 物 川 上 流	3.58	湯沢市
子 吉 川 下 流	15.18	由利本荘市
子 吉 川 上 流	2.34	由利本荘市
白 雪 川	2.94	にかほ市
秋 田 保 健 保 安 林	7.64	秋田市
河 辺	0.62	秋田市
角 館	0.64	仙北市
田 沢 湖	2.58	仙北市
皆 瀬	0.28	湯沢市
本 荘	0.20	由利本荘市
五 城 目	2.38	五城目町

### 秋田県告示第472号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、次のとおり平成24年度後期技能検定（特級、一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第66条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 等級別実施職種（作業）

##### (1) 特級について実施する職種

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

##### (2) 一級及び二級について実施する職種（作業）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、みそ製造（みそ製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

## (3) 三級について実施する職種（作業）

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）及び配管（建築配管作業）

## (4) 単一等級について実施する職種（作業）

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

## 2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

## 3 試験の期日及び場所

## (1) 実技試験

## ア 期日

平成24年12月3日（月）から平成25年2月17日（日）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

## イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

## ウ 問題の公表

実技試験の問題は、平成24年11月22日（木）に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 期日

期 日	等級及び職種（作業）
平成25年 1月20日（日）	(ア) 一級及び二級 機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）及びガラス施工（ガラス工事作業） (イ) 三級 機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）
平成25年 1月27日（日）	(ア) 特級 金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形 (イ) 一級及び二級 さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、みそ製造（みそ製造作業）、酒造（清酒製造作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図CAD作業） (ウ) 三級 機械加工（普通旋盤作業） (エ) 単一等級 バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）
平成25年 1月30日（水）	一級及び二級 舞台機構調整（音響機構調整作業）
平成25年 2月3日（日）	(ア) 一級及び二級 機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、半導体製品製造（集積

回路組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、和裁(和服製作作業)、  
 建築大工(大工工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(イ) 三級  
 建築大工(大工工事作業)

(ウ) 単一等級  
 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

## イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

## 4 受検資格

- (1) 特級  
 省令第64条の規定に該当する者
- (2) 一級  
 省令第64条の2の規定に該当する者
- (3) 二級  
 省令第64条の3の規定に該当する者
- (4) 三級  
 省令第64条の4の規定に該当する者
- (5) 単一等級  
 省令第64条の6の規定に該当する者

## 5 受検申請に必要な書類

- (1) 技能検定受検申請書
- (2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

## 6 受検申請書用紙の交付

- (1) 期間  
 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成24年9月3日(月)から同年10月12日(金)までの間
- (2) 場所  
 秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会  
 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きをし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封すること。

## 7 受検申請書の受付

- (1) 期間及び時間  
 県の休日を除き、平成24年10月1日(月)から同月12日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間  
 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きをし、書留郵便によることとし、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所  
 秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

## 8 受検手数料

- (1) 額  
 ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料	等級及び検定職種	手 数 料
特級 全職種	16,500円		
一級、二級及び三級			
さく井	16,500円	工場板金	16,500円
機械加工	16,500円	機械検査	13,700円
機械保全	16,500円	電気機器組立て	16,500円
半導体製品製造	16,500円	自動販売機調整	16,500円

鉄道車両製造・整備	16,500円	空気圧装置組立て	16,500円
農業機械整備	16,500円	冷凍空調和機器施工	16,500円
婦人子供服製造	13,700円	和裁	12,100円
石材施工	16,500円	パン製造	16,500円
みそ製造	16,500円	酒造	16,500円
建築大工	16,500円	配管	16,500円
厨房設備施工	16,500円	型枠施工	16,500円
鉄筋施工	16,500円	コンクリート圧送施工	16,500円
防水施工	16,500円	ガラス施工	16,500円
機械・プラント製図	12,100円	塗装	16,500円
舞台機構調整	16,500円		
単一等級 樹脂接着剤注入施工	16,500円	バルコニー施工	16,500円

ただし、三級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講している者又は専門高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学している者の三級受検手数料は、次のとおりとする。

検定職種	手 数 料	検定職種	手 数 料
機械加工	11,000円	機械検査	9,100円
電気機器組立て	11,000円	建築大工	11,000円
配管	11,000円		

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付を要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料を返還しない。

9 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表

平成25年3月15日(金)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者に書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士章、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

10 受検についての問い合わせ先

産業労働部雇用労働政策課(電話018-860-2321)又は秋田県職業能力開発協会(電話018-862-3510)